

オオガハスの子ども向け紙芝居の貸出に関する内規

花見川区役所地域振興課

(趣旨)

第1条 この内規は、オオガハスの周知をするため、幼稚園や小学校等で読み聞かせなどを行うものに対して、オオガハスの子ども向け紙芝居（以下「紙芝居」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(紙芝居)

第2条 貸出しを行うのは、次の各号いずれかとする。

- (1) 未就学児向け紙芝居
- (2) 小学校低学年向け紙芝居

(貸出対象者)

第3条 紙芝居の貸出対象者は幼稚園や小学校等と関わる活動をするもので、次の各号いずれかとする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学する者が所属する団体・組織。
- (2) その他貸出しを受ける相当の理由があると認められた者。

(貸出手続)

第4条 紙芝居の貸出を受けようとする者（利用申込者）は、オオガハスの子ども向け紙芝居借用申込書（様式第1号）を区長に提出するものとする。

(貸出及び返却場所)

第5条 紙芝居の貸出及び返却は、花見川区地域振興課において行う。なお、郵送での取扱いは行わない。

(貸出及び返却の受付時間)

第6条 紙芝居の貸出及び返却の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(貸出部数)

第7条 紙芝居の貸出枚数は各1部とする。ただし、利用申込者より複数の貸出希望がある場合は、別途協議し検討する。

(貸出期間)

第8条 紙芝居の貸出期間は、貸出日を含め10日間とする。ただし、利用申込者より期間延長の希望がある場合は、別途協議し検討する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日より適用する。